

伊那市都市計画審議会議事概要	
項目	伊那市都市計画審議会
開会日時	令和2年7月27日（月）午後2時00分
閉会日時	令和2年7月27日（月）午後2時40分
場所	伊那市役所本庁5階 501・502会議室
出席者	伊那市都市計画審議会委員 伊那市農業委員会 池上敏明 信州大学農学部 岡野哲郎 伊那市区長会長会 坂井邦次 公益社団法人長野県宅地建物取引業協会南信支部 鈴木孝之 伊那市交通安全協会 中村健二 伊那市男と女ネットワーク協議会 北原五百子 一般社団法人伊那青年会議所 中山綾香 公益社団法人長野県建築士会上伊那支部 丸山幸弘 伊那市議会 原一馬 伊那市議会 柳川広美 長野県上伊那地域振興局 下條信彦 伊那市長 白鳥孝 事務局 建設部長 伊藤徹 都市整備課長 伊藤一真、計画係長 辰ノ口祐三、主査 春日茂彦
欠席者	特殊法人伊那商工会議所 唐木和世 上伊那農業協同組合 渋谷明 長野県伊那建設事務所 米倉剛
議事	(1) 法定審議 都市計画特定用途制限地域の決定について
資料	伊那市都市計画審議会次第 伊那市都市計画審議会委員名簿 法定審議資料 資料1 諮問書の写し 資料2 都市計画決定図書 資料3 前回審議会質疑要旨 資料4 伊那都市計画特定用途制限地域の決定に係る縦覧結果について（報告）写し 資料5 長野県知事協議回答資料 参考資料 市民ワークショップ

	<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊那市長から、伊那都市計画特定用途制限地域の決定について、都市計画法第19条第1項及び伊那都市計画審議会条例第2条第1項の規定により都市計画審議会に付議された。 <p>4 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長により、議事録署名委員に北原五百子委員と中山彩香委員が指名された。 <p>(1) 法定審議 都市計画特定用途制限地域の決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より資料にて説明。
議	<p>【質疑等要旨】</p> <p>(委 員) 学校、保育園の近くでは、建築物を建築できない規制があると思うが、そうした規制との関係は。</p> <p>(事務局) 学校、保育園の周辺100mについては、風俗営業法により、風俗施設、遊戯施設等は建てられない。今回の指定する規制地域と重ならないが、もし重なったとしても両方有効である。</p>
事	<p>(委 員) ホテルは建築が可能ということだが、高さ制限及びピンク色のホテルでも建築が可能なのか。</p> <p>(事務局) 旅行業法によるホテルは建築が可能である。但し、風俗営業法に規定するいわゆるモーテル等については、今回の規制で建築できなくなる。</p> <p>建物の色については、伊那市景観条例の中で、彩度の基準が決まっているので、建物全体が派手な場合は、届出の中で指導を行う。</p>
録	<p>高さについては、建築基準法で高さを規制しているのは、第一種低層住居専用地域などだけである。今回、規制する場所について、高さを規制すると用途地域との矛盾が生じるので、高さの基準については、設けていない。</p> <p>ただし、景観条例で、この地域で、13m以上の建物を建てる時には、事前の届け出が必要となっている。また、中高層建築物の指導要綱により、12m以上の建物を建築する場合は、事前に周辺に説明などが必要である。さらに、容積率、建蔽率の規制により、敷地に対して、極めて高い建物が建てられることはない考えている。</p> <p>(会 長) 景観条例等による指導に期待したい。特に伊那市は景観に優れている地方都市なので景観については、慎重に進めてもらいたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採決 <p>委員による採決を行い、賛成多数により伊那都市計画特定用途制限地域の決定について承認され、伊那市都市計画審議会として異議のない旨の答申を伊那市長へ行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・答申について

議 事 録	<p>答申案について、委員の承認により決定した。 伊那市長への答申について、審議会終了後、会長と会長代理により行うことを決定。</p> <p>5 その他</p> <p>(事務局)「都市計画マスタープランと立地適正化計画の策定に係る市民ワークショップ」の開催について説明。</p> <p>(委員) 竜東、竜西、中心市街地のそれぞれで開催しないのか。 (事務局) いずれの地区も伊那地区内なので、そちらへの参加をお願いしたい。</p> <p>(委員) このワークショップの開催をどのように周知をするのか。 (事務局) 市報8月号のインフォメーションに掲載する他、市のホームページ、プレスリリースにより周知する。また、まちづくりに関係する団体等の役員へ参加を依頼する予定である。</p> <p>(委員) ワークショップの成果がどの施策につながるのか明確になっていれば関心のある人が参加したいと思うのではないか。 (事務局) 内容を修正し、周知したい。</p> <p>6 閉会</p>
議事録署名人	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>